保 健 福 祉 委 員 会

令和８年９月 18 日

【議　　案】

（１）議案第 58 号　葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
（相談援助担当課長）

【庶務報告】

１　議案関係

（１）令和８年度葛飾区一般会計補正予算（第２号）について
（福祉管理課長・地域保健課長・子育て政策課長・児童相談課長）

（２）令和８年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
（国保年金課長）

（３）令和８年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について
（国保年金課長）

（４）令和８年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
（介護保険課長）

２　一般

〔福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部共通〕

（１）福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について　（福祉管理課長）

（２）中期実施計画等の進捗状況について　（福祉管理課長）

〔福祉部〕

（１）民生委員・児童委員活動費の拡充について　（福祉管理課長）

（２）民間空襲等被害者見舞金の支給について　（福祉管理課長）

（３）区内特別養護老人ホームの大規模改修工事に係る施設整備費補助額の変更について　（福祉管理課長）

（４）特別児童扶養手当等の支給に関する法律 36 条１項、同 26 条の５及び同 11 条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて
（障害福祉課長）

（５）生活保護法による保護の基準の一部改正について　（東生活課長）

〔健康部〕

（１）専決処分（損害賠償額の決定）の報告について　（地域保健課長）

（２）住宅宿泊事業及び旅館業の適正な運営の確保に向けた取組について　（生活衛生課長）

〔子育て支援部〕

（１）葛飾区子ども・子育て会議の見直しについて　（子ども・若者担当課長）

（２）令和８年度私立幼稚園等在籍状況について　（子育て施設支援課長）

（３）私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について　（子育て施設支援課長）

（４）保育所の運営費助成額算定相違に係る返還金等について（子育て施設支援課長）

（５）令和９年度保育施設利用案内について　（保育課長）

議案第５８号　関係資料
児　童　相　談　部
令和８年９月１８日

葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

相談援助担当課

１　条例制定の理由

令和７年４月の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）により、一時保護委託者に関する規定が整備され、その施行に必要な基準として令和８年３月 30 日付けで、同年 10 月１日を施行期日とする一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第 16 号。以下「国基準」という。）が公布された。これを受けて、法第 33 条第１項第２号に規定する内閣府令で定める施設等（乳児院、病院、里親等）以外に一時保護委託する場合は、法第 34 条の 22 第２項の規定に基づき条例を制定した上で、一時保護委託者を登録することが必要となったため、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）を制定するもの

２　国基準に定めている主な内容

条例で定める登録の要件となる基準は、国基準に従い定めるものとする。主な国基準は以下のとおりである。

（１）児童の権利・行動の制限や権利擁護等に関する基準

ア　児童の人格を尊重し、国籍、信条、社会的身分等により、差別的取扱いを行わないこと。

イ　正当な理由なく児童の権利を制限せず、やむを得ず制限する場合は十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

ウ　児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備すること。

エ　苦情対応の措置を講じ、第三者の関与により公正な解決を図ること。

（２）児童の安全確保及び適正処遇に関する基準

ア　虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止すること。

イ　児童対象性暴力等の防止のため、必要な確認・措置を講ずること。

ウ　児童の移動時には所在確認を行う体制を整備すること。

エ　非常災害対策を講じ、定期的に避難訓練等を実施すること。

（３）設備及び生活環境に関する基準

ア　居室、食事をする場、浴室及び便所等を設け、衛生的かつ安全な環境を確保すること。

イ　児童のプライバシーに配慮した生活環境を整えること。

ウ　男女別の設備の設置や児童の年齢・性別等に応じた配慮を行うこと。

（４）養護及び生活支援等に関する基準

ア　児童の希望等を尊重し、通学支援等必要な教育上の支援を行うよう努めること。

イ　生活支援や教育を通じて、児童の健やかな成長を支援すること。

ウ　親子関係の再構築支援や一時保護解除後の支援に協力する体制を整備すること。

（５）職員配置及び運営に関する基準

ア　児童の養育に従事する職員について、必要な資質・専門性を確保すること。

イ　夜間においても職員を配置し、常時対応できる体制を整備すること。

ウ　衛生管理、健康管理、記録管理及び秘密保持を適切に行うこと。

３　葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案）

別紙１のとおり

４　一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第 16 号）

別紙２のとおり

５　施行日

公布の日

○葛飾区一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案）

令和８年　月　日

条例第　号

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の４第１項の規定により適用される法第34条の22第２項の規定に基づき、葛飾区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとする。

（一時保護委託者の登録等に関する基準）

第２条　法第34条の22第２項の規定による条例で定める基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第16号）の定めるところによる。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第三項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を次のように定める。

令和八年三月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

一時保護委託者の登録等に関する基準

（趣旨）

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護委託者登録等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十三条及び第十五条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第十二条第二号及び第八号並びに第十五条第二項（入所している児童の居室及び法第三十三条第一項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十七条、第二十条第三項及び第二十三条の規定による基準

四　法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

２　一時保護委託者登録等基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

３　内閣総理大臣は、一時保護委託者登録等基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条　法第三十四条の二十二第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

２　都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（登録一時保護委託者の一般原則）

第三条　登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

３　登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（児童の権利の制限）

第四条　登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

２　登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第五条　登録一時保護委託者は、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条　登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条　登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

２　登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条　登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第十条　登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第十一条　登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

一　合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

二　前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談すること。

三　第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は都道府県知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は都道府県知事に協力するよう努めること。

四　児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第十二条　登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

二　児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。

三　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四　人所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
五　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
六　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
七　三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
八　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第十三条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2　前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条　登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
二　当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
三　入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。
四　入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
五　必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条　登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
二　児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条　児童相談所長又は都道府県知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談する体制を整備しなければならない。

2　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。

3　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第十九条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十条　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

2　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。

３　登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

４　登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

５　登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（登録一時保護委託者内部の規程）

第二十一条　登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一　入所する児童の支援に関する事項

二　その他施設の管理についての重要事項

（登録一時保護委託者における記録）

第二十二条　登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第二十三条　登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十四条　都道府県知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十五条　登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第二十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

２　法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあっては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附　則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

一般庶務報告Ｎｏ．１
福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部
令和８年９月１８日

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

福祉管理課
高齢者支援課
障害福祉課
介護保険課
地域保健課
保健予防課
子育て応援課
子育て施設支援課
児童相談課

１　経緯

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成については、令和８年６月の保健福祉委員会において、国や都の動向が不確定であったため、都が令和８年１月から６月末まで助成対象としていた施設を助成対象に含めて支援を継続する旨、庶務報告を行ったところである。

今般、国の介護報酬改定や児童入所施設措置費等の改正内容を反映した都の物価高騰緊急対策事業の実施が明らかとなったことから、その内容を踏まえ、都の助成対象外施設等への支援を継続するもの

２　助成対象施設・事業

（１）福祉施設

ア　高齢・介護施設【入所】	37 施設
イ　介護サービス事業所【通所・訪問等】	114 施設

（２）保育施設等

ア　保育施設・保育事業	207 施設
イ　認可外保育施設	9 施設
ウ　教育施設・預かり保育事業	60 施設

（３）児童養護施設等

ア　児童養護施設等	60 施設
イ　里親・ファミリーホーム	15 家庭・3 施設
ウ　一時保護委託	3 施設

３　助成内容

都の物価高騰緊急対策事業の内容を踏まえ、令和８年６月庶務報告時点の内容に所要の変更を加え、助成対象施設・事業の種別に応じて、別紙のとおり費用を助成する。

なお、助成対象期間は令和８年７月から令和９年３月までとし、助成対象施設は区が令和８年１月から６月末まで助成対象としていた施設、助成単価は都の実施内容と同額とする。

４　予算措置

（１）予算現額（令和８年度第一次補正予算により措置）

ア　福祉施設	歳入：	0 円	歳出：	168,542 千円
イ　医療関係等	歳入：	0 円	歳出：	70,255 千円
ウ　保育施設等	歳入：	0 円	歳出：	36,355 千円
エ　児童養護施設等	歳入：	0 円	歳出：	5,285 千円

（２）変更後の経費

ア　福祉施設	歳入：	0 円	歳出：	42,210 千円
イ　医療関係等	歳入：	0 円	歳出：	0 円
ウ　保育施設等	歳入：95,139 千円		歳出：	109,938 千円
エ　児童養護施設等	歳入：	0 円	歳出：	7,280 千円

（３）予算措置（令和８年度第二次補正予算案に計上）

ア　福祉施設	歳入：	0 円	歳出：	▲126,332 千円
イ　医療関係等	歳入：	0 円	歳出：	▲70,255 千円
ウ　保育施設等	歳入：95,139 千円		歳出：	73,583 千円
エ　児童養護施設等	歳入：	0 円	歳出：	1,995 千円

５　スケジュール（予定）

令和８年９月以降に対象施設・事業所に本事業を周知の上、10 月以降に実績報告書等に基づき順次支払う。

なお、児童養護施設等については、施設等からの請求又は支弁に基づき支払う。

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

【別紙】

●：都の助成対象施設　◎：都の助成対象施設（区経由）　○：都の助成対象外施設等

変更前：令和8年6月庶務報告時点の内容　　変更後：都の助成継続等を踏まえて実施する内容

区分		助成対象施設・事業（施設数）		助成内容		予算措置		
		変更前	変更後	変更前 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給）	変更後 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、9か月分を支給）	変更前 （令和8年度第一次補正予算により措置）	変更後	令和8年度第二次補正予算案に計上した額 （【変更後】－【変更前】）
福祉施設	高齢・介護施設 【入所】	●特別養護老人ホーム（21） ○特別養護老人ホーム（地域密着型）（1） ●介護老人保健施設（8） ○認知症高齢者グループホーム（35） ●軽費老人ホーム（3） ○軽費老人ホーム（地域密着型）（1） ●養護老人ホーム（1） 計（70）	― ○特別養護老人ホーム（地域密着型）（1） ― ○認知症高齢者グループホーム（35） ― ○軽費老人ホーム（地域密着型）（1） ― 計（37）	光熱費・食材費支援 5,923円×入所者数	光熱費・食材費支援 3,167円×入所者数	【歳入】　0円 【歳出】 111,307千円	※1 【歳入】　0円 【歳出】 42,210千円	【歳入】　0円 【歳出】▲69,097千円
	介護サービス事業所 【通所・訪問等】	○小規模多機能型居宅介護（5） ○看護小規模多機能型居宅介護（2） ●通所介護（71） ○通所介護、療養通所介護（地域密着型）（97） ○認知症対応型通所介護（5） ○夜間対応型訪問介護（1） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（3） ●訪問介護、訪問看護、訪問リハ、療養管理指導、居宅介護支援、短期入所生活介護、特定入所療養介護（454） 計（638）	○小規模多機能型居宅介護（5） ○看護小規模多機能型居宅介護（2） ― ○通所介護、療養通所介護（地域密着型）（98） ○認知症対応型通所介護（5） ○夜間対応型訪問介護（1） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（3） ― 計（114）	【通所系】 燃料費・光熱費・食材費支援 1,607円×定員数 【訪問系等】 燃料費・光熱費支援 14,750円×事業所数	【通所系】 燃料費・光熱費・食材費支援 1,607円×定員数 【訪問系等】 燃料費・光熱費支援 14,750円×事業所数			

●：都の助成対象施設　◎：都の助成対象施設（区経由）　○：都の助成対象外施設等

変更前：令和8年6月庶務報告時点の内容　　変更後：都の助成継続等を踏まえて実施する内容

区分		助成対象施設・事業（施設数）		助成内容		予算措置		
		変更前	変更後	変更前 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給）	変更後 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、9か月分を支給）	変更前 （令和8年度第一次補正予算により措置）	変更後	令和8年度第二次補正予算案に計上した額 （【変更後】−【変更前】）
福祉施設	障害福祉施設 【入所】	●地域生活支援型入所（1） ●福祉型障害児入所（1） ●知的障害者グループホーム（29） ●精神障害者グループホーム（15） ●短期入所（15） 計（61）	―	光熱費・食材費支援 5,669円×定員数	―	【歳入】　0円 【歳出】　20,800千円	【歳入】　0円 【歳出】　0円	【歳入】　0円 【歳出】▲20,800千円
	障害福祉施設 【通所・訪問・相談】	●児童発達支援・放課後等デイサービス（15） ●児童発達支援（14） ●放課後等デイサービス（25） ●就労継続支援（A・B）（36） ●就労移行支援（11） ●生活介護（20） ●宿泊型自立訓練（1） ●自立訓練（3） ●就労選択支援（1） ●保育所等訪問支援（4） ●居宅介護（118） ●重度訪問介護（97） ●同行支援（40） ●行動援護（4） ●就労定着支援（9） ●自立生活支援（1） ●計画相談支援（35） ●障害児相談支援（12） ●地域相談支援（移行・定着）（12） 計（458）	―	【通所系】 燃料費・光熱費・食材費支援 （食事提供実施の事業所） 1,607円×定員数 （食事提供無しの事業所） 987円×定員数 【訪問系・相談系】 燃料費・光熱費支援 （訪問系） 29,500円×事業所数 （相談系） 11,800円×事業所数	―	【歳入】　0円 【歳出】　36,435千円	【歳入】　0円 【歳出】　0円	【歳入】　0円 【歳出】▲36,435千円

●：都の助成対象施設　◎：都の助成対象施設（区経由）　○：都の助成対象外施設等

変更前：令和8年6月庶務報告時点の内容　　変更後：都の助成継続等を踏まえて実施する内容

区分		助成対象施設・事業（施設数）		助成内容		予算措置		
		変更前	変更後	変更前 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給）	変更後 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、9か月分を支給）	変更前 （令和8年度第一次補正予算により措置）	変更後	令和8年度第二次補正予算案に計上した額 （【変更後】－【変更前】）
医療関係等	病院・有床診療所等	●病院（22） ●有床診療所（12） ●有床助産所（2） 計（36）	―	光熱費支援 39,000円＋7,000円×病床数 食材費支援 1,380円×病床数 ※2	―	【歳入】　0円 【歳出】　26,477千円	【歳入】　0円 【歳出】　0円	【歳入】　0円 【歳出】▲26,477千円
	無床診療所等	●無床診療所（357） ●無床助産所（9） ●歯科診療所（268） ●薬局（251） ●施術所（柔道整復）（240） ●施術所（あん摩、はり、きゅう）（172） ●歯科技工所（63） 計（1,360）	―	光熱費支援 【無床診療所・無床助産所・歯科診療所・薬局】 39,000円 【施術所（柔道整復）・施術所（あん摩、はり、きゅう）・歯科技工所】 19,500円 ※2	―	【歳入】　0円 【歳出】　43,778千円	【歳入】　0円 【歳出】　0円	【歳入】　0円 【歳出】▲43,778千円

●：都の助成対象施設　◎：都の助成対象施設（区経由）　○：都の助成対象外施設等

変更前：令和8年6月庶務報告時点の内容　　変更後：都の助成継続等を踏まえて実施する内容

区分		助成対象施設・事業（施設数）		助成内容		予算措置		
		変更前	変更後	変更前 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給）	変更後 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、9か月分を支給）	変更前 （令和8年度第一次補正予算により措置）	変更後	令和8年度第二次補正予算案に計上した額 （【変更後】－【変更前】）
保育施設等	保育施設 ・ 保育事業	◎認可保育所（87） ◎幼保連携型認定こども園（2号、3号）（7） ◎小規模保育事業所（15） ◎家庭的保育事業所（11） ◎認証保育所（8） ◎一時預かり事業・定期利用保育事業（40） ◎多様な他者との関わりの機会の創出事業（39） 計（207）	◎認可保育所（87） ◎幼保連携型認定こども園（2号、3号）（7） ◎小規模保育事業所（15） ◎家庭的保育事業所（11） ◎認証保育所（8） ◎一時預かり事業・定期利用保育事業（40） ◎多様な他者との関わりの機会の創出事業（39） 計（207）	光熱費・食材費支援 【保育施設】 1,215円×在籍児童数 【保育事業】 49円×延べ利用児童数	光熱費・食材費支援 【保育施設】 1,215円×在籍児童数 【保育事業】 49円×延べ利用児童数	【歳入】　0円 【歳出】　29,543千円	【歳入】　89,723千円 【歳出】　89,723千円	【歳入】　89,723千円 【歳出】　60,180千円
	認可外保育施設	◎認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設）（9）	◎認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設）（9）	光熱費・食材費支援 18,000円	光熱費・食材費支援 18,000円	【歳入】　0円 【歳出】　486千円	【歳入】　1,458千円 【歳出】　1,458千円	【歳入】　1,458千円 【歳出】　972千円
	教育施設 ・ 預かり保育事業	◎幼保連携型認定こども園（1号）（7） ○幼稚園型認定こども園（4） ○幼稚園（19） ○預かり保育事業（30） 計（60）	◎幼保連携型認定こども園（1号）（7） ○幼稚園型認定こども園（4） ○幼稚園（19） ○預かり保育事業（30） 計（60）	光熱費・食材費支援 【幼保連携型認定こども園（1号）・幼稚園型認定こども園（1号）】 802円×在籍児童数 【幼稚園型認定こども園（2号、3号）】 1,215円×在籍児童数 【幼稚園】 401円×在籍児童数 【預かり保育事業】 25円×延べ利用児童数	光熱費・食材費支援 【幼保連携型認定こども園（1号）・幼稚園型認定こども園（1号）】 802円×在籍児童数 【幼稚園型認定こども園（2号、3号）】 1,215円×在籍児童数 【幼稚園】 401円×在籍児童数 【預かり保育事業】 25円×延べ利用児童数	【歳入】　0円 【歳出】　6,326千円	※3 【歳入】　3,958千円 【歳出】　18,757千円	【歳入】　3,958千円 【歳出】　12,431千円

●：都の助成対象施設　◎：都の助成対象施設（区経由）　○：都の助成対象外施設等

変更前：令和8年6月庶務報告時点の内容　　変更後：都の助成継続等を踏まえて実施する内容

区分		助成対象施設・事業（施設数）		助成内容		予算措置		
		変更前	変更後	変更前 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給）	変更後 （以下の計算式から各月の補助額を算出し、9か月分を支給）	変更前 （令和8年度第一次補正予算により措置）	変更後	令和8年度第二次補正予算案に計上した額 （【変更後】－【変更前】）
児童養護施設等	児童養護施設等	○児童養護施設（児童自立生活援助事業所Ⅱ型含む）（48） ○乳児院（6） ○自立援助ホーム（7） 計（61）	○児童養護施設（児童自立生活援助事業所Ⅱ型含む）（47） ○乳児院（5） ○自立援助ホーム（8） 計（60）	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	光熱費・食材費支援 4,105円×区措置児童数	【歳入】　0円 【歳出】　2,998千円	※4 【歳入】　0円 【歳出】　6,294千円	【歳入】　0円 【歳出】　3,296千円
	里親 ・ ファミリーホーム	○里親（児童自立生活援助事業所Ⅲ型含む）（16） ○ファミリーホーム（3） 計（19）	○里親（児童自立生活援助事業所Ⅲ型含む）（15） ○ファミリーホーム（3） 計（18）	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	光熱費・食材費支援 4,105円×区措置児童数	【歳入】　0円 【歳出】　542千円	【歳入】　0円 【歳出】　986千円	【歳入】　0円 【歳出】　444千円
	一時保護委託	○児童一時保護委託施設（2）	○児童一時保護委託施設（3）	光熱費・食材費支援 5,645円×区委託児童数	光熱費・食材費支援 4,105円×区委託児童数			
	母子生活支援施設	●母子生活支援施設（2）	―	光熱費支援 5,645円×入所者数	―	【歳入】　0円 【歳出】　1,745千円	【歳入】　0円 【歳出】　0円	【歳入】　0円 【歳出】　▲1,745千円

※1　東京都の補助対象外となる地域密着型施設を区が独自に補助（なお、予算及び助成内容は、現時点の東京都の資料に基づき積算）
※2　東京都の基準単価を基に3か月分の補助額を記載
※3　幼保連携型認定こども園（1号）以外は、葛飾区が独自で補助。保育施設と教育施設の預かり時間を考慮し、補助単価を設定
※4　江戸川区措置費共同経理課（児童相談所を設置する特別区において構成）が施設からの請求に基づき支払い、区は江戸川区に負担金を支払う。

一般庶務報告Ｎｏ．２
福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部
令和８年９月１８日

中期実施計画等の進捗状況について

福祉管理課

１　趣旨

後期実施計画（令和９年度～令和 12 年度）の策定に向け、中期実施計画（令和６年度～令和９年度）の進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

あわせてＳＤＧｓ推進計画（令和５年度～令和 12 年度）についても進捗状況を取りまとめたため、その報告を行うもの

２　進捗状況

（１）中期実施計画

ア　葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況　別紙１のとおり

イ　施策（指標）の目標値と実績値　別紙２のとおり

ウ　計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値　別紙３のとおり

（２）ＳＤＧｓ推進計画

ア　ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況　別紙４のとおり

イ　各ゴール（指標）の目標値と実績値　別紙５のとおり

３　進捗状況を踏まえた今後の方針について

（１）後期実施計画

後期実施計画の策定に当たっては、今回取りまとめた進捗状況や政策・施策マーケティング調査等の各種アンケート調査結果を踏まえるとともに、新たな行政課題への対応など計画策定の視点を示した後期実施計画策定方針を基に、区民満足度の更なる向上を目指し、その達成に向けた取組を検討していく。

（２）ＳＤＧｓ推進計画

後期実施計画において「ＳＤＧｓかつしか未来プロジェクト」の具体化を図るとともに、関連施策の進捗管理を後期実施計画と一体的に行っていく。

４　後期実施計画策定スケジュール（予定）

令和８年 12 月　　後期実施計画（素案）を区議会報告
　　パブリック・コメント手続の実施
令和９年２月　　後期実施計画（案）を区議会報告
　　３月　　後期実施計画策定

別紙１

中期実施計画
葛飾・夢と誇りのプロジェクトの進捗状況

２　「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト　～生涯を通じた、切れ目のない健康づくり～

人口減少が見込まれる中、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりのため、区民が自発的に健康づくりに取り組める環境整備が必要です。

区はこれまで、受診率向上を目指した特定健康診査をはじめとする各種健康診査を展開してきました。特に、がんの早期発見・早期治療のため、全てのがん検診について、受診費用の無償化を実施して受診率の向上を図るとともに、高齢男性を介護予防や社会参加活動につなげる「葛飾男塾」、加齢性難聴の早期発見・早期対応を図る「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」などの取組も進めてきました。

また、健康アプリ「モンチャレ」の利用者数については、当初の目標を大きく上回る３万1,000人を超えるまでに増加し、本アプリを活用しながら測定習慣や生活習慣の形成などの具体的な行動改善につなげています。あわせて、区内事業者に対する「健康経営」についても促進するなど、葛飾区全体で健康づくりに取り組む機運を高めてきました。

今後は、健診後の行動変容を図るとともに、健康無関心層や働く世代、男性へのアプローチを更に図っていく必要があります。そのため、モンチャレ等のデータを活用し、区民一人一人の健康状態に応じた支援や施策の効果検証を進めます。また、受診や健康づくりの行動を促す仕組みを取り入れるとともに、介護予防やスポーツ事業と連携し、健康無関心層や働く世代、男性を含め、区民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

これらの取組を通じて、誰もがいきいきと幸せに暮らせる「健康長寿のまち、葛飾」を積極的に推進していきます。

３　共生社会実現プロジェクト　～地域に受け入れ、地域で支え合う～

区では、高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らせるよう、「くらしのまるごと相談課」を設置し、誰もが取り残されない包括的な支援体制の整備を進めてきました。

また、区公式ホームページを108言語で閲覧できるようにするとともに、生活のマナーやルールなどを知り、学ぶことができる「外国人向け生活ガイド」のページを作成しました。また、日本人と外国人が円滑なコミュニケーションを図ることを目的とした「やさしい日本語講座」の実施など、多文化共生の実現に向けた取組を進めてきました。加えて、全ての人々が人権や多様性を尊重し合えるよう、人権啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者からの暴力（ＤＶ）等に対する相談窓口の連携体制構築にも着手しています。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めます。また、介護現場のＩＣＴ・ＤＸの活用促進や、外国人を含めた福祉人材確保・定着支援を進め、福祉サービスの安定した供給体制の確保を進めています。さらに、今後も増加が見込まれる外国人区民に対して、引き続き日本語

習得を支援するとともに、地域住民と外国人区民の交流促進につながる機会を創出し、同じ地域に暮らす一員として、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進めます。

４　「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト　～子育て・子育ち支援の充実～

区では、子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザを着実に整備しつつ、ゆりかご面接や産後ケア事業の充実により、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（葛飾区版ネウボラ）を推進してきました。

また、多様な保育需要へ対応するため「こども誰でも通園制度」を開始したほか、学童保育クラブ・わくわくチャレンジ広場に加え、かつしかプラスの充実を進めてきました。

さらに、令和５年 10 月の児童相談所開設に続き、令和８年４月には母子保健部門と児童福祉部門を一体的にマネジメントする「こども家庭センター」機能を整備するなど、子どもの最善の利益確保と家庭への支援充実に積極的に取り組んできました。

今後も、ハード・ソフト両面での事業拡充を通して保護者の不安や孤立感の軽減を図るとともに、就学前教育の推進や保育人材の確保・定着支援を継続し、質の高い保育環境を実現します。また、子どもが就学後も安全・安心に放課後等を過ごし、多様な体験ができる環境の整備を進めるとともに、子ども・若者や子育て支援の視点を区政に反映させながら「子育てするなら、葛飾で」の安心感を強みとしたプロモーションを展開し、子育て世代を中心に「住んでみたい、住み続けたい」と思われるまちづくりを進めていきます。

６　危機対応力向上プロジェクト　～あらゆる危機に備える～

近年、震度７を観測した令和８年熊本地震をはじめとする大規模な自然災害が頻発しています。気候変動の影響に伴う大型台風や線状降水帯による水害、富士山噴火による降灰など、災害リスクは複雑・多様化しています。また、依然として自転車盗難が多く、特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件等の区民生活の安全・安心を脅かす事件への対応などの取組も求められているところです。

区はこれまで、建築物の耐震化や液状化対策助成、木造住宅密集地域の解消、防災公園や浸水対応型公共施設の整備、消火器購入支援事業の実施、高齢者インフルエンザ予防接種助成、総合防災訓練の実施など、様々な危機対応力の向上に取り組んできました。

災害対応は、区長を先頭に、組織全体の総力戦になります。今後は、デジタル技術を活用した効率的な防災体制を更に推進するほか、災害時要配慮者の避難支援を強化し、災害対策本部をはじめとする組織の災害対応力の更なる向上を図ります。また、個人向けの防犯対策を継続しながら、ターゲットを絞った防犯対策を行います。さらに、葛飾区感染症予防計画を改定し、感染症の発生を想定した訓練など、感染症の発生時における即応体制の確保を進めます。

別紙２

中期実施計画

施策（指標）の目標値と実績値

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
2	健康	01	**健康づくり** 区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします	健康づくりに取り組んでいる区民の割合	%	72.5	70.1	70.5	72.3	74.5	76.0
				65歳健康寿命	歳	男:80.77 女:82.75 ※令和３年度実績	男:80.60 女:82.79	男:80.50 女:82.66	未確定	男:81.07 女:82.87	男:81.37 女:82.99
		02	**心の健康** 心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます	精神障害に係る長期入院患者数	人	286 ※令和３年度実績	279	240	未確定	258	218
				自殺死亡率	人口10万対	18.8	21.8	15.4	14.0	16.7	14.1
		03	**生活習慣病の予防** 区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします	健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合	%	79.1	81.5	80.2	82.5	79.6	80.0
				たばこを習慣的に吸っている区民の割合	%	23.1	22.5	17.4	17.6	16.6	12.2
3	医療	01	**医療サービスの確保** 地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します	かかりつけ医を持っている区民の割合	%	71.0	74.6	75.2	75.8	76.4	78.8
				必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合	%	86.5	88.6	88.7	88.8	88.9	89.3
		02	**在宅医療の推進** 医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします	国保・後期高齢者医療被保険者の病院・診療所による在宅看取りの割合	%	19.42	18.06	19.51	19.72	25.06	30.37
4	衛生	01	**感染症対策** 感染症の予防と感染拡大を防ぎます	感染症予防のための行動に取り組んでいる区民の割合	%	98.1	95.1	95.9	92.9	97.8	97.8
				結核罹患率	人口10万対	9.7	10.1	9.7	11.9	12.5	10.0
		02	**食品衛生** 食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	食品等の収去検査適合率	%	97.7	97.8	98.4	98.0	98.1	98.5
		03	**環境衛生** 衛生的で快適な環境を整えます	環境衛生関係営業施設の検査適合率	%	97.2	91.6	95.2	94.0	93.2	93.6

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
5	地域福祉・低所得者支援	01	**地域福祉の推進** 支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合	%	40.8	42.8	40.4	44.6	41.6	42.4
		02	**福祉サービス利用者支援** 福祉サービスを安心して利用できるようにします	区内の福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数	事業所	134	194	133	192	154	170
				成年後見制度の利用者数	人	785	803	812	837	885	985
		03	**生活困窮者支援** 生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします	就労支援事業支援者数	人	287	172	205	193	320	360
				生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数	人	11	18	27	26	30	44
				ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯	世帯	43	55	65	66	51	59
6	高齢者支援	01	**高齢者活動支援** 高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します	60歳以上の区民のうち、就労や自主的な活動の場を持っている人の割合	%	49.7	49.8	50.5	48.1	50.5	51.3
		02	**介護予防** 高齢者の介護予防活動への支援を充実させます	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合	%	56.9	54.0	52.2	58.4	57.7	58.5
				要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の区民の割合	%	79.3	78.5	78.1	77.8	80.9	82.5
		03	**高齢者要介護・自立支援** 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合	%	44.7	48.1	47.5	50.8	48.6	52.2
				要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合	%	78.1	77.0	78.7	78.0	78.5	78.9

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
7	障害者支援	01	**障害者自立支援** 障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します	相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合	%	76.1	81.7	81.3	82.2	76.8	78.0
		02	**障害者就労支援** 障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します	障害者就労支援センター登録者の新規就職率	%	33.0	31.3	40.5	50.8	35.0	37.0
				障害者就労支援センター登録者の就労定着率	%	63.6	61.9	67.5	68.8	70.0	75.0
		03	**児童発達支援** 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します	障害児通所支援受給児童数	人	942	948	953	1,013	1,222	1,502
8	子ども・家庭支援	01	**母子保健** 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	この地域で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	%	95.8	96.7	96.9	96.4	95.9	96.0
		02	**子育て家庭への支援** 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	子育て支援が充実していると思う区民の割合	%	54.6	53.3	57.1	62.7	57.4	60.0
				子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0
		03	**仕事と子育ての両立支援** 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	仕事と子育てが両立しやすい環境が整っていると思う区民の割合	%	45.3	45.3	44.9	54.1	50.2	55.0
		04	**放課後支援** 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします	学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場で、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせていると思う保護者の割合	%	71.2	74.0	76.9	77.9	73.2	75.2
		05	**子ども・若者支援** 子ども・若者の権利・利益を守り、健やかな成長を支えます	子ども・子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合	%	48.2	51.7	50.9	58.2	57.2	60.0

政策No.	政策名	施策No.	施策名	評価指標	単位	中期実施計画策定時の現状値	実績値			中期実施計画策定時の目標値	
						令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和12年度
14	防災・生活安全	01	**防災街づくり** 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	災害に強い街になっていると思う区民の割合	%	24.6	22.9	24.2	30.6	29.0	31.6
				不燃化特区（四つ木・東四つ木・東立石・堀切）の不燃領域率	%	60.8	61.5	62.0	未確定	64.1	－
				西新小岩五丁目地区の不燃領域率	%	45.9	47.2	47.6	未確定	48.3	53.1
				住宅の耐震化率	%	94.8	94.8（令和４年度現状値）	94.8（令和４年度現状値）	未確定	－	－
		02	**災害対策** 災害に対し的確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合	%	35.7	34.0	34.3	39.5	46.0	50.0
		03	**防災活動** 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	%	56.4	58.5	57.9	57.6	56.8	57.2
				防災に関わる訓練や講座等に参加している区民の割合	%	17.0	19.9	19.3	20.0	17.4	17.8
		04	**地域安全** 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	犯罪発生件数	件	2,316	2,853	3,037	3,309	2,181	2,000
				自転車盗難件数	件	760	1,150	1,291	1,400	733	700
		05	**消費生活** 賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします	最近１年間で消費者被害にあったことのない区民の割合	%	96.0	94.8	94.3	93.0	96.4	96.8

別紙３

中期実施計画

計画事業（活動量・評価指標）の目標値と実績値

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
1	2	1	区民と事業者の健康活動促進事業	健康推進都市担当課、産業経済課、商工振興課、健康推進課	活動量	1	健康ポイントサービスによる健康活動促進				
							①事業の参加者数（人）	5,000	17,926	10,000	31,116
							②事業の参加企業数（事業所）	50	236	100	294
							③かつしかPAYとの連携	検討・実施	実施	実施	実施
							④AIを活用した個人に最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施
						2	健康経営				
							①事業者認証	検討・実施	実施	実施	実施
							②健康経営認証事業者向けの融資	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	健康づくりに取り組んでいる区民の割合（%）	73.5	70.5	74.0	72.3
						2	65歳健康寿命（歳）	男：80.92 女：81.81	男：80.50 女：82.66	男：80.99 女：82.84	未確定
2	2	1	高齢者の保健事業	健康推進課	活動量	1	長寿医療健康診査受診者数（人）	38,100	35,477	37,900	36,760
						2	健康長寿筋肉元気健診受診者数（人） ※サルコペニア対策健診	650	607	820	544
						3	健康長寿いきいき健診受診者数（人） ※フレイル対策健診	2,050	2,957	2,900	2,662
						4	長寿歯科健診受診者数（人）	2,000	1,565	1,910	1,233
						5	健診結果を踏まえたフレイル予防の取組	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	健康状態がよいと感じている人の割合（%）	46.3	47.9	47.0	41.9
						2	80歳で20本以上自分の歯を有する区民の割合（%）	62.3	63.6	62.8	63.2

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
3	2	2	精神保健福祉包括ケアの推進	保健予防課	活動量	1	精神保健福祉包括ケア推進協議会	運営	運営	運営	運営
						2	多職種による精神障害者アウトリーチ件数(件) ※ケース数	35	68	35	91
						3	地域生活支援拠点等の整備(あすなろ)	実施	実施	運営	運営
						4	体験型グループホームの運営補助	検討	実施	検討	実施
					評価指標	1	精神障害に係る長期入院患者数(人)	278	240	268	未確定
4	2	3	かつしか糖尿病・慢性腎臓病アクションプランの推進	健康推進課	活動量	1	糖尿病・慢性腎臓病対策推進会議	運営	運営	運営	運営
						2	予防推進医療者講習会(回)				
							①糖尿病	2	2	2	2
							②慢性腎臓病(CKD)	1	1	1	1
						3	糖尿病・慢性腎臓病治療放置者・治療中断者受診勧奨	検討	検討	実施	検討
						4	食習慣調査	実施	実施	実施	実施
						5	慢性腎臓病(CKD)にかかる医療機関との連携	検討・実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	国保加入者のうち血糖コントロールが不良な区民の割合(%)	5.32	5.63	5.27	5.39
						2	国保加入者のうち腎機能の低下が疑われる区民の割合(%)	18.60	21.35	18.54	23.47

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
5	2	3	がん対策の総合的な推進	健康推進課	活動量	1	受動喫煙対策（普及啓発）	実施	実施	実施	実施
						2	受動喫煙対策（禁煙支援）	実施	実施	見直し・検証	実施
						3	がん教育支援の推進	見直し・実施	見直し・実施	実施	実施
						4	がん検診精度管理委員会	運営	運営	運営	運営
						5	受診率向上に向けた取組（乳がん、子宮頸がん検診）	検証・実施	実施	実施	実施
						6	読影のDX化（肺がん検診）	導入・実施	導入	実施	実施
						7	がん患者の社会参加支援・相談体制の充実など	拡充	実施	実施	実施
						8	若年がん患者の在宅療養支援	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	肺がん検診精密検査受診率（%）	82.3	76.7	83.6	72.4
						2	乳がん検診受診率（%）	22.0	19.7	24.0	19.3
6	4	1	感染症対策の強化	保健予防課	活動量	1	予防計画に基づく訓練	一部実施	実施	実施	実施
						2	健康危機対処計画に基づく備蓄	一部実施	実施	一部実施	実施
						3	感染症等の予防に関する普及啓発及び感染拡大防止についての社会福祉施設等に対する研修	実施	実施	実施	実施
						4	子どものインフルエンザの予防接種の費用助成	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	訓練の参加者数（人）	50	59	100	73
7	5	1	くらしのまるごと相談事業	くらしのまるごと相談課	活動量	1	くらしのまるごと相談窓口新規相談件数（件）	1,800	1,636	1,860	1,514
						2	アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数（件）	416	417	428	349
						3	支援会議の実施件数（件）	30	14	36	4
						4	重層的支援体制整備事業実施計画の推進	実施	実施	実施	実施
					評価指標	1	支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合（%）	41.2	40.4	41.4	44.6

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
8	5	2	高齢者福祉施設の運営基盤の強化	介護保険課	活動量		事業所運営基盤の支援強化				
						1	①ICT化促進支援等事業所件数（件）	18	13	18	8
							②地域密着型事業所向け家賃助成戸数（戸）	30	4	30	20
						2	介護人材への支援強化				
							①介護人材スキルアップ研修受講者数（人）	360	289	360	251
							②介護人材キャリアアップ助成申込者数（人）	72	86	72	66
							③介護人材生活介護員研修受講者数（人）	120	98	120	52
							④外国人雇用に関する助成件数（件）	63	65	63	20
						3	福祉人材雇用促進				
							①「福祉のしごと大発見」参加者数（人）	125	120	125	106
							②「福祉のしごと大発見」による就業者数（人）	25	10	25	7
						4	介護人材確保調査実施回数（回）	1	1	1	1
					評価指標	1	区内介護事業所での就業継続意向（%）	46.3	69.5	46.8	70.0
						2	介護人材雇用促進事業「福祉のしごと大発見」による就業者の割合（%）	5.6	8.3	5.8	6.6
9	5	2	成年後見制度を中心とした権利擁護支援の充実	福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課	活動量	1	中核機関の相談件数（件）	735	1,217	793	1,109
						2	検討支援会議における申立等の支援件数（件）	34	38	35	51
						3	区長申立て件数（件）	99	57	109	62
						4	後見人等報酬助成件数（件）	72	87	82	93
						5	訪問援助事業の契約者数（件）	101	80	111	73
						6	やすらぎ安心サポート事業の相談件数（件）	168	156	173	222
					評価指標	1	成年後見制度の利用者数（人）	835	812	860	837
						2	やすらぎ安心サポート事業の契約者数（人）	5	0	10	15

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
10	5	3	生活困窮者自立支援事業	くらしのまるごと相談課	活動量	1	新規相談件数（件）	1,370	1,482	1,380	1,440
						2	自立支援計画件数（件）	227	315	229	329
						3	自立支援計画終結件数（件）	182	159	184	210
						4	就労準備支援計画件数（件）	20	27	25	26
						5	家計再生計画件数（件）	150	78	151	94
						6	学習支援事業参加者数（人）	500	471	500	552
					評価指標	1	自立支援計画終結者のうち課題の改善が図られた人の割合（%）	94.6	96.2	94.7	96.7
						2	就職・転職・収入増が図られた利用数（人）	200	130	202	161
11	6	2	高齢者の介護予防事業	地域包括ケア担当課	活動量	1	75歳以上の高齢者のうち、低栄養が懸念される方で、初回面接を行った人数（人）	198	192	206	211
						2	介護予防活動に参加した延べ人数（人）	46,250	51,207	46,250	53,873
						3	社会参加活動又は介護予防活動につなげた件数（件）	150	125	160	116
						4	介護予防・健康長寿講座への専門職の派遣件数（件）	70	70	70	69
					評価指標	1	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合（%）	57.3	52.2	57.5	58.4
						2	75歳以上の区民の要介護・要支援認定率（%）	32.3	33.3	32.2	33.8
12	6	3	高齢者介護施設の整備等支援	福祉管理課	活動量	1	特別養護老人ホーム定員数（人）	2,236	2,228	2,249	2,228
						2	特別養護老人ホーム大規模改修（代替施設整備）	基本設計・実施設計	基本設計・実施設計	建設	基本設計・実施設計・建設
						3	（看護）小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの累計利用者数（人）	2,700	2,328	2,988	2,330
						4	看護小規模多機能型居宅介護施設の新規施設数（施設）	－	－	1	0
					評価指標	1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う人の割合（%）	46.7	47.6	47.7	50.8

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
13	6	3	認知症事業の充実	高齢者支援課	活動量	1	普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施
						2	もの忘れ予防健診延べ受診者数（人）	4,400	3,327	4,400	3,329
						3	おでかけあんしん事業登録件数（件）	1,050	1,010	1,150	1,030
					評価指標	1	介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合（%）	46.7	47.5	47.7	50.8
						2	もの忘れ予防健診受診率（%）	10.0	8.3	10.1	8.7
14	7	1	障害者施設の拡充支援	障害福祉課	活動量	1	重度障害者（区分4以上）のグループホーム利用者数（人）	146	161	158	159
						2	重度障害者対応型グループホームへの助成件数（運営費助成・整備費助成）（件）	検討	検討	実施	実施
						3	区が助成する生活介護を利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	145	371	150	408
					評価指標	1	区が助成するグループホームを利用している重度障害者（区分4以上）数（人）	検討	検討	12	49
						2	障害者通所施設（生活介護事業所）利用率（%）	95.0	93.0	96.0	96.0
15	7	1	障害への理解と交流の促進	障害福祉課、障害者施設課	活動量	1	リーフレットを活用した各種団体・事業者向け講座（延べ参加者数）	30	76	30	258
						2	普及啓発講座（子ども・保護者向け）（延べ参加者数）	60	73	60	52
						3	障害者週間における障害者作品展の出展作品数	35	38	37	39
					評価指標	1	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合（%）	36.0	37.2	36.0	41.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
16	7	2	区内事業所と連携した障害者就労の促進	障害福祉課	活動量	1	障害者就労支援センター登録者における新規就職者数（延人数）	94	114	96	138
						2	障害者就労支援フェア「働き方講演会」の参加人数（人）	50	67	75	89
						3	障害者の雇用を希望する区内事業所への働きかけや支援	検討	検討	実施	実施
						4	自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の出張販売回数（回/週）	7	7	7	8
						5	共同受注窓口による作業受注件数（件）	18	19	20	8
					評価指標	1	障害者就労支援センター登録者の就労定着率（%）	66.0	67.5	68.0	68.8
						2	区内障害者施設（就労継続支援B型）工賃平均月額（円）	20,000	25,987	20,500	28,120
17	8	1	ゆりかご葛飾の推進	青戸・金町保健センター、子育て政策課、子育て応援課、子ども家庭支援課	活動量	1	ゆりかご面接数（件）	3,000	3,414	3,000	3,374
						2	妊婦に関する相談件数（件）	11,400	5,762	11,400	6,481
						3	講座等の実施回数（回）	430	726	430	738
					評価指標	1	この地域で、今後も育児をしていきたいと思う親の割合（%）	95.9	96.9	95.9	96.4
						2	ゆりかご面接の実施率（%）	86.7	93.7	87.3	95.8
18	8	2	産後ケア事業の充実	青戸・金町保健センター	活動量	1	産後ケアの実施施設（か所）	30	35	34	35
						2	宿泊ケア利用日数（日）	2,550	5,071	2,550	6,613
						3	乳房ケア利用人数（人）	1,650	2,660	1,700	2,138
						4	デイケア利用人数（人）	400	868	450	1,890
					評価指標	1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（%）	88.6	88.8	88.6	86.9
						2	産後ケアを利用した産婦のうち、利用して良かったと思った産婦の割合（%）	94.1	98.3	94.2	97.7

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
19	8	2	子ども未来プラザの整備	子育て政策課、保育課	活動量	1	相談機能の強化	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						2	地域のネットワーク構築				
							①地域団体との情報連絡会	運営	運営	運営	運営
							②子育て支援施設との情報連絡会	運営	運営	運営	運営
						3	施設整備				
							①（仮称）子ども未来プラザ白鳥	実施設計	実施設計	工事	実施設計・工事
							②（仮称）子ども未来プラザ小菅	基本構想	基本構想・計画	基本計画	基本構想・計画
							③（仮称）子ども未来プラザ東水元	検討	検討	検討	検討
							④（仮称）子ども未来プラザ新宿	検討	検討	検討	検討
					評価指標	1	子育てに関して地域で相談できる人や相談先がある人の割合（%）	54.0	50.9	56.2	58.2
						2	子ども未来プラザ整備数累計（か所）	3	3	3	3
20	8	2	使いやすい預かり保育の充実	子育て施設支援課	活動量	1	延長保育実施保育園数（園）	132	132	132	132
						2	預かり保育実施幼稚園等園数（園）	31	31	30	30
						3	一時保育実施施設数（か所）	38	35	38	34
					評価指標	1	延長保育の延べ利用人数（人）	86,215	78,153	86,215	70,375
						2	預かり保育（三季休業中の預かり含む）の延べ利用人数（人）	156,535	132,151	150,539	136,937
						3	一時保育の延べ利用人数（人）	17,407	17,333	17,407	18,472

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
21	8	3	総合的な保育充実支援	子育て施設支援課	活動量	1	就職相談者数（人）	45	58	45	43
						2	奨学金返済支援事業利用者数（人）	250	249	250	241
						3	宿舎借上支援・住宅手当扶助利用者数（人）	1,200	1,328	1,200	1,405
						4	現任保育従事職員資格取得支援利用者数（人）	12	17	12	5
						5	一般指導検査実施数（私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模・家庭的保育事業所）（か所）	123	123	122	121
					評価指標	1	保育人材確保支援事業により就職につながった人数（人）	86	62	86	60
						2	区内保育所における保育士の定着率（%）	80.0	81.7	81.0	87.1
22	8	5	児童相談の充実	子ども家庭支援課、児童相談課	活動量	1	要保護児童対策地域協議会部会の開催（回）	24	23	24	23
						2	児童相談所との合同ケース検討会（回）	12	12	12	12
						3	ショートステイ・トワイライトステイ事業定員数（人）	16	16	16	32
						4	育児支援訪問事業利用実人員（人）	18	16	20	13
					評価指標	1	児童虐待防止への取り組みが充実していると思う保護者の割合（%）	24.2	24.0	25.2	27.5
23	8	5	里親委託等推進事業	児童相談課	活動量	1	里親希望者相談者延べ人数（人）	48	50	48	35
						2	里親家庭の質の向上を目的とした研修実施回数（回）	27	28	27	30
						3	子育て講演会・養育家庭体験発表会参加者数（人）	200	70	200	45
						4	新規児童委託数（人）	3	4	3	3
					評価指標	1	里親登録数（家庭）	34	33	37	27
						2	里親委託率（%）	14.2	11.6	15.8	11.2

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
24	8	5	子ども・若者支援体制の充実	子ども・若者担当課	活動量	1	若者相談窓口面接相談	実施	実施	実施	実施
						2	若者相談窓口講演会（回）	2	2	2	2
						3	高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講開始者（人）	14	1	14	2
						4	学習等意欲喚起支援	実施・見直し	実施・見直し	実施・検証	実施・見直し
					評価指標	1	若者相談窓口新規相談者数（人）	48	47	48	46
						2	高等学校卒業程度認定試験合格者（人）	6	0	14	0
25	8	5	子ども・若者活動団体支援	子ども・若者担当課	活動量	1	助成交付件数（件）	99	56	104	45
						2	連絡会議開催数（回）	3	1	3	4
					評価指標	1	連絡会議参加団体数（団体）	29	23	32	38
26	8	5	ヤングケアラー等支援事業	子ども・若者担当課	活動量	1	職員向け研修（回）	1	1	1	1
						2	区民向け講演会（回）	1	1	1	1
						3	ピアサポート等活動費助成（件）	5	1	6	1
						4	ヤングケアラーの負担軽減に資する支援策の拡充検討	検討・実施	検討	検討・実施	検討
					評価指標	1	ピアサポート実施団体（団体）	4	1	5	1
27	14	2	避難行動要支援者対策等の充実	災害要配慮者支援担当課、危機管理課、地域防災担当課、保健予防課、子育て政策課	活動量	1	個別避難計画の見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新	見直し・更新
						2	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画作成者件数（件）	43	38	46	39
						3	妊産婦・乳児避難所の仕組みづくり	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
						4	地域別地域防災会議などによる避難の仕組みづくりの支援	実施	実施	実施	実施
						5	福祉避難所の充実	実施	実施	実施	実施
						6	在宅人工呼吸器使用者への非常用電源及び蓄電池等支援者数（件）	37	35	40	40
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5

No.	政策No.	施策No.	計画事業名	所管課	項目			令和6年度		令和7年度	
								目標値	実績値	目標値	実績値
28	14	2	災害医療体制の強化	地域保健課	活動量	1	災害医療救護計画の見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し
						2	緊急医療救護所の開設・運営訓練の実施（回）	5	5	5	4
						3	緊急医療救護所医療従事スタッフの新規登録（人）	128	137	138	145
						4	水害時における病院業務継続計画（BCP）策定支援（件）	1	1	1	1
						5	水害時における病院業務継続計画（BCP）訓練（件）	1	1	1	1
						6	災害医療ブロック体制における、医療資器材及び医薬品の備蓄	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し	実施・見直し
						7	災害医療ブロック体制における、情報連絡体制の構築	検討	実施・見直し	検討・実施	実施・見直し
					評価指標	1	区の災害対策が進んできていると思う区民の割合（%）	44.0	34.3	45.0	39.5

別紙４

SDGｓ推進計画
SDGｓかつしか未来プロジェクトの進捗状況

２　まるごと生活支援プロジェクト

8050 問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、誰一人取り残さず地域で暮らしていけるよう、分野を超えた総合的な支援体制の構築が必要です。

区はこれまで、本人や世帯の困りごとをワンストップで受け止める「くらしのまるごと相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会や民生委員、学校、NPO、地域住民等と連携した「重層的支援体制整備事業」を展開してきました。対象者の自宅を訪問するアウトリーチや継続的なモニタリング、寄り添った伴走支援、地域の活動へつなぐ参加支援などを実施し、丁寧な相談支援を行ってきました。

今後は、くらしのまるごと相談課を中心に、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える本人や世帯に対し支援が行き届くよう、関係機関等の連携強化による対象者の掘り起こし、ニーズに応じた新たな支援策等の検討、地域団体等の活動支援などを進めます。また、福祉現場における ICT・DX の活用促進や、外国人を含めた福祉人材確保・定着支援を推進し、福祉サービスの安定した供給体制の確保を図ります。これらの取組を通じて、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていける支援の仕組みを構築していきます。

３　子どもの未来サポートプロジェクト

急速な社会的変化や子育て世帯の教育費負担が増大する中、全ての子どもの権利が保障され、切れ目のない支援により地域で健やかに育つ仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか　こどものページ」や「こえポス」を活用して子どもの意見反映に取り組んできたほか、児童相談所を開設し、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化してきました。また、学校給食費の完全無償化や修学旅行費等の支援、１人１台のタブレット端末整備など、教育環境の充実を図ってきました。

今後も、ハード・ソフト両面の事業拡充で保護者の不安や孤立感を軽減し、子育て支援の視点を区政に反映させます。また、就学前教育や保育人材確保・定着支援により質の高い保育環境を実現するとともに、就学後も安全で多様な体験ができる放課後環境を整備します。さらに、授業と自学自習を連動させた個別学習支援や教員の働き方改革、学習センターの活用を進め、発達障害や不登校、外国にルーツのある児童生徒支援を推進します。

これらを通じ、子どもの最善の利益を尊重し、安心して学び育つ環境を整備します。

４　活き生き人生 100 年プロジェクト

人口減少や高齢化が進む中、デジタル技術やデータを活用し、誰もが取り残されることなく健康寿命を延伸できる仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、「かつしか健康チャレンジ事業」や健康アプリ「モンチャレ」の提供を通じ、区民の運動習慣定着や「かつしか PAY」連携による地域経済活性化を図ってきました。また、事業者向けの「葛飾区健康経営優良事業者認証制度」の活用や、男性の介護予防を促す「葛飾男塾」などの各種介護予防事業を展開し、感染症対応のデータベース化など保健分野の取組も進めてきました。

今後は、「モンチャレ」と地域活動・介護予防・スポーツ等を連携させ、医療・健診・国保データ等の分析及び事業効果の可視化と見直しを行い、エビデンス重視の施策立案につなげます。また、健康無関心層や働く世代（ミドル世代）への運動機会の提供や事業者の健康経営の促進などを推し進めるとともに、断熱住宅の普及促進など、住環境の向上も含めた総合的な健康基盤を構築していきます。

7　区民を守る防災未来プロジェクト

近年の大規模自然災害において、情報の錯綜により適切な支援が迅速に行き届かなかった教訓を踏まえ、デジタル技術等を活用して、災害情報を迅速かつ的確に把握・共有し、強靭な防災の仕組みの構築が必要です。

区はこれまで、災害情報を一元管理・共有する「葛飾区総合防災情報システム」の導入や、防災ポータルサイト「かつラッパ」、河川カメラ画像の公開による迅速な情報提供を行ってきました。また、「浸水対応型市街地構想」に基づく学校避難所の停電・水害対策や民間建築物の整備促進、広域避難や在宅避難の周知に取り組んできました。

今後は、「葛飾区総合防災情報システム」を活用しながら、多様な主体が参加できる訓練機会の確保や備蓄品管理等の効率化を図ります。また、関係機関と連携しながら、個別避難計画の策定と災害時要配慮者支援の充実を図ります。さらに、地域の不燃化の推進、耐震改修、公共施設への太陽光・蓄電池や EV による電源確保、衛生的な災害用トイレ環境の管理など、総合的な防災対策を推し進めます。

これらの取組を通じて、デジタル技術を最大限に活用し、災害時においても命と暮らしを守り抜く強靭な防災都市葛飾を推進していきます。

別紙５

SDGs推進計画

各ゴール（指標）の目標値と実績値

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
1	生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数	人	25	18	27	26	44
	生活困窮者自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られた利用者数	人	212	147	130	161	248
	就労支援事業支援者数	人	349	172	205	193	660
	ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が図られたひとり親の世帯	世帯	55	55	65	66	76
2	区内に存続する農地面積	a	3,453	3,309	3,169	3,121	2,711
	区内に農地が必要と感じている区民の割合	%	63.2	61.2	62.5	63.9	71.8
	朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	%	92.9	91.8	91.0	91.3	99.1
	低栄養傾向の高齢者の割合	%	17.9	20.2	20.4	20.6	17.0
3	65歳健康寿命	歳	男：80.91 女：82.64 (令和２年度)	男:80.60 女:82.79	男:80.50 女:82.66	未確定	男：81.28 女：82.81
	健康づくりに取り組んでいる区民の割合	%	70.0	70.1	70.5	72.3	74.0
	健康診断や人間ドックなどを年に１回は受診している区民の割合	%	79.1	81.5	80.2	82.5	80.0
	たばこを習慣的に吸っている区民の割合	%	23.4	22.5	17.4	17.6	12.2
	60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合	%	51.9	54.0	52.2	58.4	57.5
	要介護・要支援を受けていない65歳以上の区民の割合	%	79.6	78.5	78.1	77.8	82.5

ゴール	指標	単位	計画策定時の現状値	実績値			計画策定時の目標値
			令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和12年度
10	日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合	%	58.6	56.9	54.7	58.5	72.1
	年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合	%	35.3	34.5	37.2	41.7	43.3
	最近１年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合	%	39.9	48.1	52.9	58.1	55.0
	障害者就労支援センター登録者の就職定着率	%	82.1	61.9	67.5	68.8	84.0
16	犯罪発生件数	件	2,302	2,853	3,037	3,309	2,000
	非核平和に関心のある区民の割合	%	78.7	76.0	71.3	75.0	79.6
	児童虐待防止への取組が充実していると思う保護者の割合	%	22.8	22.6	24.0	27.5	31.8

一般庶務報告Ｎｏ．１
福　　祉　　部
令和８年９月１８日

民生委員・児童委員活動費の拡充について

福祉管理課

１　概要

民生委員・児童委員については、民生委員法第 10 条により給与を支給しないものとされている。一方、委員活動に伴う交通費や通信費等の経費について、東京都が負担する費用を区を通して活動費として支給している。

令和８年度から東京都において、社会情勢の変化等により委員活動に伴う負担が増大していることへの対応として活動費が増額された。

このことに伴い、必要な経費を令和８年度第二次補正予算案に計上するもの

２　変更内容

活動費を１人当たり月額２万円増額する。

変更前後の金額は、下表のとおり

	変更前	変更後
代表会長	16,300 円	36,300 円
地区会長	10,400 円	30,400 円
委　　員	10,000 円	30,000 円

※　区が上表の額に独自に上乗せしている月額 3,500 円（都の費用負担なし）については、変更なし

３　予算措置（令和８年度第二次補正予算案に計上）

（１）　歳入　82,644 千円

（２）　歳出　82,644 千円

４　その他

都の通知に基づき令和８年 11 月支給の活動費（８月～11 月分）から増額する。また、令和８年４月から７月までの増額分については、遡及して支給する。

一般庶務報告Ｎｏ．２
福　　祉　　部
令和８年９月１８日

民間空襲等被害者見舞金の支給について

福祉管理課

１　趣旨

空襲により障害や傷跡が残る民間空襲等被害者の長年にわたる労苦に鑑み、見舞金を支給するもの

２　支給対象者

先の大戦における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因し、次の（１）から（３）までに該当する者

（１）身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、７級以上の障害を現に有する者

（２）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第６条第３項に定める障害等級のうち、３級以上の障害を現に有する者

（３）上記に準ずる者

３　支給要件

（１）区内に１年以上在住していること

（２）恩給法等による給付を受けていないこと

４　支給額

10 万円（１回）

５　支給対象者になり得る方の人数

80 名程度

※　80 歳以上で身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方の人数

６　予算措置（令和８年度第二次補正予算案に計上）

歳出　1,011 千円

※　他自治体の支給実績等を基に、支給対象者を 10 名と見込んで積算

７　支給方法

窓口又は郵送で申請を受け付け、支給対象者に該当するか審査会における意見を踏まえ決定し、申請者が指定する金融機関への振込みにより支給する。

８　審査会（予定）

福祉部長、障害福祉課長、保健予防課長で構成する。

９　周知方法

上記５の対象者には個別に案内を送るとともに、広報かつしか及び区公式ホームページにおいて周知する。

10　今後のスケジュール（予定）

令和８年 10 月　周知及び申請受付開始
令和９年　１月　申請締切
　　２月　審査実施後、支給開始

一般庶務報告Ｎｏ．３
福　　祉　　部
令和８年９月１８日

区内特別養護老人ホームの大規模改修工事に係る施設整備費補助額の変更について

福祉管理課

１　理由

区内特別養護老人ホーム「バタフライヒル細田」の大規模改修工事は、東京都の施設整備費補助制度を活用し、令和７年度から令和８年度にかけて実施する計画であり、区においても当該工事への補助について、令和７年度第二次補正予算で債務負担行為を設定した。

その後、運営法人による福祉医療機構の借入審査に想定以上の期間を要したことに伴い着工が遅延したため、法人が東京都へ協議したところ、工事期間の延伸が認められた。

この結果、各年度における工事進捗率及び補助額が変更となり、令和８年度補助額が増加することで現行予算に不足が生じるため、補正予算により所要額を措置するもの

２　補助対象施設概要

（１）施 設 名　　バタフライヒル細田
（２）所 在 地　　葛飾区細田四丁目 20 番 14 号
（３）運営法人　　社会福祉法人　善光会
（４）改修内容　　屋上防水・外壁の更新等

３　工事期間の延伸に伴う変更内容

	変更前	変更後
工事期間	令和７年 11 月～令和８年４月	令和７年 12 月～令和８年６月
区補助額	令和７年度　35,443 千円 （工事進捗率 90%） 令和８年度　3,939 千円 （工事進捗率 10%）	令和７年度　31,505 千円 （工事進捗率 80%） 令和８年度　7,877 千円 （工事進捗率 20%）
	区補助総額　39,382 千円（変更なし）	

４　予算措置（令和８年度第二次補正予算案に計上）

歳出　3,938 千円

一般庶務報告Ｎｏ．４
福　　祉　　部
令和８年９月１８日

特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てについて

障害福祉課

次のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件に係る訴えの変更申立てがあったため、報告するもの

１　原告の主張（変更前）

被告が原告に対し令和６年３月28日付け及び令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

２　原告の主張（変更後（下線部が変更部分））

葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分のうち、「障害の程度についての認定の適正を期すため、必要に応じ期間を定めて認定すること」の有期認定の「必要」は認められず、当該有期認定は著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

そして、当該有期認定の期限の到来により行われる再認定に係る障害認定診断書の提出命令及び当該命令に従わないことを理由に特別障害者手当を支給しないこととする処分は、違法な当該有期認定に起因する一連の流れであって、全て同一目的

・同一効果を有するものであるから、著しく不合理で裁量を明らかに逸脱し違法である。

3　訴訟の内容

⑴　事件名　[redacted]　特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項、同26条の５及び同11条に基づく処分の差止め請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

⑶　原告

[redacted]

⑷　被告

葛飾区

⑸　請求の趣旨（変更前）

ア　被告が原告に対し令和６年３月28日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（２年）」「令和７年10月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

イ　被告が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

もしくは

被告が原告に対し令和８年１月７日付けでした「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との特別障害者手当認定処分にもかかわらず、原告が被告に対し、令和11年１月に特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項に基づく書類その他の物件を提出する義務がないことを確認する

ウ　被告は、原告に対し、被告の原告に対する特別児童扶養手当等の支給に関する法律36条１項に基づく特別障害者手当の再認定に係る障害認定診断書の提出命令に原告が従わないことを理由として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律26条の５が準用する同法11条に基づき、令和11年１月から特別障害者手当を支給しない処分をしてはならない

エ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

⑹　請求の趣旨（変更後（下線部が変更部分））

ア　葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分が「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」とするにもかかわらず、原告が、被告に対し、同処分に基づく特別障害者手当の受給資格を令和11年２月１日以降も有することを確認する

イ　葛飾区長が原告に対し令和８年１月７日付けでした特別障害者手当認定処分につき、そのうち「有期認定」「有（３年）」「令和11年１月に再度障害の状態を確認する必要があります」との認定が無効であることを確認する

ウ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

４　事件の経過

⑴　令和７年10月３日　訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年11月６日）

⑵　令和７年12月４日　第１回口頭弁論期日

⑶　令和８年２月19日　第２回口頭弁論期日

⑷　令和８年３月19日　第３回口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

⑸　令和８年７月９日　第４回口頭弁論期日（原告による訴えの変更申立て）

５　区の方針

引き続き、特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告Ｎｏ．５
福　　祉　　部
令和８年９月１８日

生活保護法による保護の基準の一部改正について

西生活課
東生活課

１　概要

生活保護法による保護の基準について、国は一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和５年度以降、生活扶助基準の見直しを行ってきたところである。

今般、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）の一部が改正され、令和８年 10 月１日から適用されることとなったことから、内容を報告するもの

２　生活扶助基準改正の内容

（１）経過的加算

世帯人員別、年齢別に経過的に加算される額（経過的加算額）が０～1,000 円の減額改正

（２）特例加算

ア　令和８年 10 月から１年間、特例加算の額を 1,500 円から 1,000 円引き上げ、一人当たり月額 2,500 円とする。

ただし、入院患者及び介護施設入所者は、食費や光熱費等が現物給付されている状況から、現行の一人当たり月額 1,000 円の加算額を維持する。

イ　アの加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯は、従前の基準額を保障する。

３　改正日

令和８年６月 11 日

４　適用期日

令和８年 10 月１日

５　モデルとなる世帯類型ごとの生活扶助基準額（月額）

世帯類型	令和５・６年度基準	令和７年度基準（①）	令和８年度基準（②）	②－①	対比
夫婦子１人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	152,900円	153,400円	156,060円	2,660円	101.7%
夫婦子２人世帯 (40代夫婦、子中学生と小学生)	181,200円	181,760円	184,760円	3,000円	101.7%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	120,900円	121,900円	123,900円	2,000円	101.6%
高齢単身世帯 (65歳)	76,880円	76,880円	76,880円	0円	100.0%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	112,390円	112,390円	112,470円	80円	100.1%
高齢単身世帯 (75歳)	71,900円	71,900円	71,900円	0円	100.0%
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	122,200円	122,700円	124,310円	1,610円	101.3%
母子世帯(子２人) (40代親、子中学生と小学生)	155,260円	156,260円	159,230円	2,970円	101.9%
若年単身世帯 (50代)	77,240円	77,240円	77,240円	0円	100.0%

※上記金額は、第１類・第２類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額（住宅扶助や各種加算は含まれていない）

６　被保護者への周知

金額の変更がある世帯には、９月下旬に 10 月分の保護変更決定通知書と併せて改正の概要を説明するチラシを送付する。また、金額の変更がない世帯は、９月下旬に同チラシのみを送付する。

７　令和９年度以降について

令和９年度以降の生活扶助基準は、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、国の令和９年度予算編成過程において改めて検討される。

その際、５年に一度の基準部会での定期検証を１年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとする。

一般庶務報告Ｎｏ．１
健　　康　　部
令和８年９月１８日

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

地域保健課

１　専決処分事項

損害賠償額の決定

２　損害賠償の相手方、契約件名、延滞日数及び損害賠償額

相手方	契約件名	延滞日数	損害賠償額
東京都港区西新橋三丁目22番８号 ＮＴＴ東日本株式会社 東京事業部	電話サービス契約（令和８年４月利用分）	29日	16円

３　事案の概要

葛飾区保健所及び子ども総合センターの電話サービス契約における令和８年４月利用分について、利用料金の支払が期限内に完了しなかったことにより延滞利息が発生したため、その延滞利息の額を損害賠償として支払うもの

４　専決処分年月日

令和８年６月26日

一般庶務報告Ｎｏ．２
健　　康　　部
令和８年９月１８日

住宅宿泊事業及び旅館業の適正な運営の確保に向けた取組について

生活衛生課

１　趣旨

宿泊施設周辺の良好な生活環境の確保を推進するため、「葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」及び「葛飾区旅館業法施行条例の一部を改正する条例」を令和８年４月１日に施行した。

ついては、条例施行後の主な取組状況を報告する。

２　住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）の定期報告未提出に対する取組

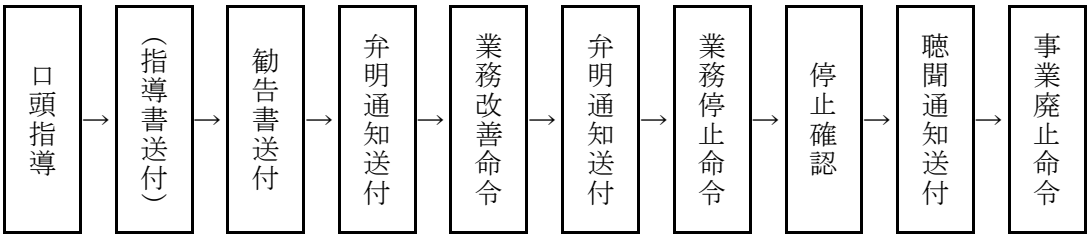
（１）定期報告について

定期報告とは、住宅宿泊事業法に基づき、民泊事業者が届出住宅ごとの宿泊実績を２か月に１回（偶数月の 15 日が期限)、自治体に提出する義務である。

主な報告内容は、宿泊日数、宿泊者数及び宿泊者の国籍別内訳であり、いずれも２か月間の合計値を、原則として民泊制度運営システムにより報告する。

（２）定期報告未提出対策の流れの見直し

これまで、期限内に報告のない事業者に対しては、口頭指導により提出を促してきた。今年度からは、期限内の報告を徹底させるため、口頭指導に加え、文書による指導、勧告及び業務改善命令等を段階的に実施する。



（３）実施状況

口頭指導に加え、指導書及び勧告書を送付した。

ア　指導書の送付

定期報告未提出対策の流れを見直したことを踏まえ、期限内に報告が行われない場合は不利益処分の対象となり得ることについて、初回に限り指導書を送付し、注意喚起を行った。

（ア）対象

令和８年２～５月分の計２回の定期報告について、期限内に提出されていない施設の事業者　　42 事業者 56 施設

（イ）指導書の送付日

令和８年６月 30 日

（ウ）指導書の内容

・未提出の定期報告を提出すること

・期限内に提出しない場合、不利益処分の対象となり得ること

（エ）指導対象の定期報告等の提出状況（令和８年８月 27 日現在）

・定期報告提出　　25 事業者 38 施設

・廃業届提出　　８事業者　９施設

イ　勧告書の送付

（ア）対象

令和８年２～７月分の計３回の定期報告について、提出されていない施設の事業者　　９事業者９施設

（イ）勧告書の送付日

令和８年８月 28 日

（ウ）勧告書の内容

・未提出の定期報告を提出すること

・勧告書記載の期限内に提出しない場合、業務改善命令を行うこと

（４）今後の予定

初回の不利益処分等については、以下の予定で実施する。以降の定期報告未提出事業者についても、提出状況を確認しながら順次対応する。

初回の不利益処分等のスケジュール（予定）

令和８年　９月　弁明通知書の送付

10 月　業務改善命令

11 月　弁明通知書の送付、業務停止命令

令和９年　１月　聴聞通知書の送付、事業廃止命令

３　宿泊施設の監視指導の取組

（１）監視指導について

施設の適正な管理を推進するため、令和６年度から、民泊を含む全ての宿泊施設について、事業開始前に立入検査を実施し、関係法令及びガイドラインに定める基準への適合状況を確認してきた。

今年度からは、条例施行後の管理状況を把握するため、定期的に立入検査を行い、新たに条例で定めた事項を含めて監視指導を実施している。

（２）実施状況

民泊については、全施設の標識掲示及び施設外でのごみの管理状況を確認した。また、令和７年度以降に生活衛生課で苦情を受けた施設については、対策状況も併せて確認した。

旅館業施設については、条例により標識掲示を義務付けており、掲示期限を令和８年９月末としている。このため、令和８年 10 月から監視指導を実施する予定である。

指摘事項がある場合は、事業者に連絡し、１週間以内に改善するよう指導している。改善状況については、職員が施設を訪問するなどして確認している。

民泊の監視件数（令和８年７月末現在の数値）

分類	施設数	監視件数
既存施設※１	376	387
新規施設※２	3	3

※１　条例施行前（令和８年３月 31 日以前）に届出のあった施設
※２　条例施行後（令和８年４月１日以降）に届出のあった施設

４　参考資料

（１）宿泊施設数等の推移について　…別紙１のとおり
（２）苦情件数の推移について　　…別紙２のとおり

別紙１

宿泊施設数等の推移について

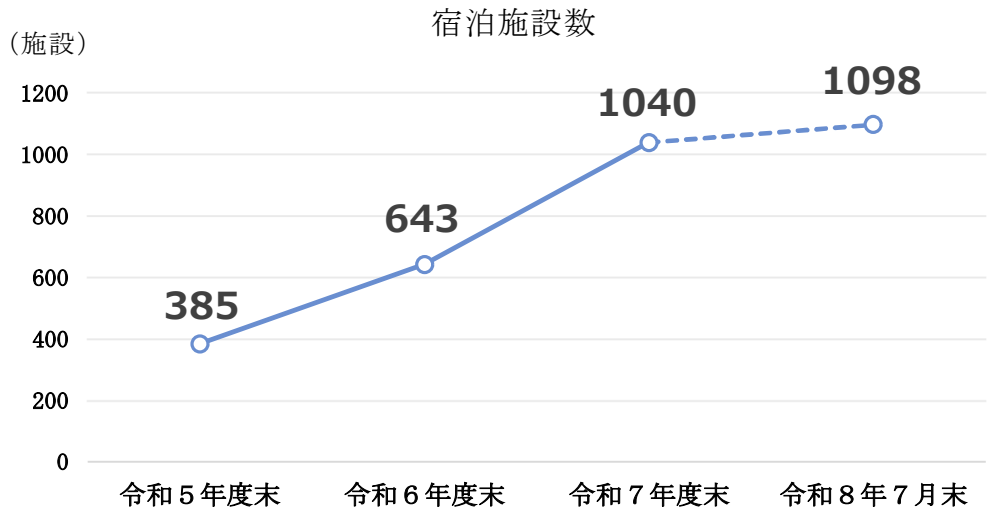
１　条例施行前後の届出・申請数等

令和８年４月の条例施行前には、駆け込みによる届出及び申請が見られた。４月以降は新規開設に関する相談はあるものの、届出又は申請に至るものはごくわずかである。

	令和８年１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月
民泊届出数	19	7	54	0	2	1	0
民泊廃止数	13	16	20	5	13	15	25
旅館業申請数	31	43	174	0	0	1	0
旅館業廃止数	2	0	0	1	3	2	1

２　宿泊施設数の推移

区内の宿泊施設数は、コロナ禍以降増加傾向にある。令和８年度の届出及び申請は計４件にとどまるものの、令和７年度に駆け込みで申請された旅館業施設が順次許可されていることから、施設数は大幅に増加している。



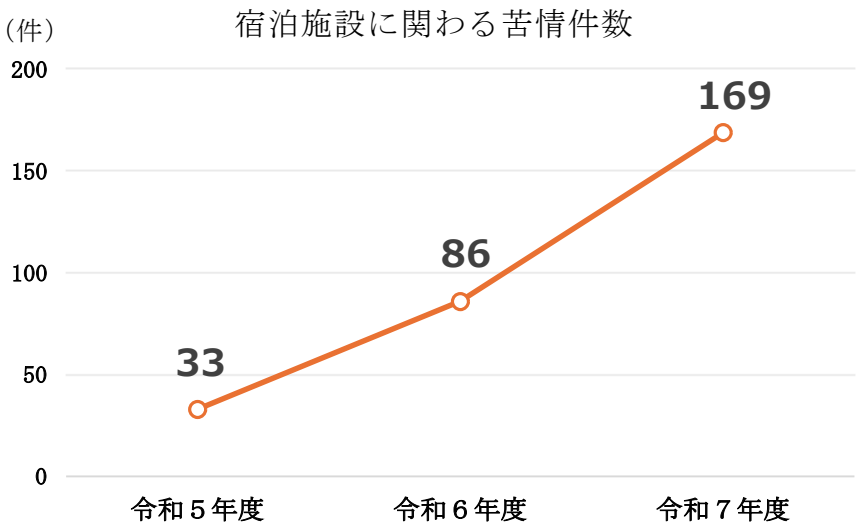
業種区分別施設数

	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末	令和８年７月末
民　泊	200	308	435	380
旅館業	185	335	605	718
合計	**385**	**643**	**1040**	**1098**

別紙２

苦情件数の推移について

令和８年４月１日から「葛飾区民泊・旅館業制度直通ダイヤル」を開設し、相談受付体制の充実を図っている。区内における宿泊施設数の増加も背景として、令和８年度においても苦情件数は増加傾向で推移している。



業種区分別苦情件数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（７月末現在）
民　泊	22	59	69	19
旅館業	11	27	100	49
未特定施設※				6
合計	**33**	**86**	**169**	**74**

※　未特定施設とは、施設種別が特定できない施設。令和８年度から区分して計上。

一般庶務報告Ｎｏ．１
子　育　て　支　援　部
令和８年９月１８日

葛飾区子ども・子育て会議の見直しについて

子ども・若者担当課

１　趣旨

本区では、これまで、葛飾区子ども・子育て会議を中心に、「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」について、また、葛飾区子ども・若者支援地域協議会を中心に、「葛飾区子ども・若者計画」について、それぞれ計画策定、実施状況の検証を行ってきた。

両計画・会議体で取り扱う施策は、対象者や課題が重なる部分も多く、相互に密接に関連していることから、令和６年度に「子ども・若者総合計画」として計画を一本化したところである。今後は、会議体についても、「葛飾区子ども・子育て会議」に一本化し、子ども・若者及び子育て支援に関する施策について、連携を強化し、総合的に議論・検証を行っていくもの

２　現行会議の概要

（１）葛飾区子ども・子育て会議

ア　位置付け

子ども・子育て支援法に基づく区長の附属機関として条例設置

イ　主な所掌事項

（ア）特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項

（イ）子ども・子育て支援事業計画に関する事項

（ウ）子ども・子育て支援施策に関する事項

ウ　構成

学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者等25名

（２）葛飾区子ども・若者支援地域協議会

ア　位置付け

子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会として要綱設置

イ　主な所掌事項

（ア）子ども・若者への支援に関する情報交換及び連携に関する事項

（イ）子ども・若者への支援計画に関する事項

ウ　構成

学識経験者、教育、福祉、医療、雇用等関係機関に属する者等 25 名

３　条例改正について

葛飾区子ども・子育て会議については、葛飾区子ども・子育て会議条例の第３条（組織）において、委員数を 25 名以内と定めている。

今回の会議体の見直しにより、委員数が 25 名を超過する見込みであることから、条例改正を行う予定である。なお、委員数については現在調整中だが 35 名程度となる見込みである。

４　今後のスケジュール案

令和８年12月　第４回定例会に葛飾区子ども･子育て会議条例の改正案付議
令和９年４月　新委員による葛飾区子ども・子育て会議を開始予定

一般庶務報告Ｎｏ．２
子　育　て　支　援　部
令和８年９月１８日

令和８年度私立幼稚園等在籍状況について

子育て施設支援課

（令和８年５月１日現在）

No.	園名	定員（人）					在籍児童数（人）					入所可能	定員充足率
		合計	満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計	満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児		
1	あすなろ	200	10	60	65	65	215	2	78	69	66	0	107.5%
2	あやめ	315	－	105	105	105	103	－	25	33	45	212	32.7%
3	葛飾こどもの園	90	20	22	22	26	66	2	20	19	25	24	73.3%
4	葛飾白百合	120	－	40	40	40	74	－	23	29	22	46	61.7%
5	葛飾やまびこ	240	－	30	105	105	49	－	10	23	16	191	20.4%
6	葛飾若草	175	15	40	60	60	122	3	27	35	57	53	69.7%
7	上平井	440	64	136	136	104	214	5	64	67	78	226	48.6%
8	共栄	160	－	32	64	64	90	－	25	35	30	70	56.3%
9	熊野	320	20	100	100	100	186	3	54	70	59	134	58.1%
10	千鶴	105	15	30	30	30	78	1	21	25	31	27	74.3%
11	東光	60	6	14	17	23	20	0	5	6	9	40	33.3%
12	東江	120	15	35	35	35	101	4	25	35	37	19	84.2%
13	浜島	60	－	20	20	20	58	－	16	20	22	2	96.7%
14	遍照院	45	－	15	15	15	31	－	7	13	11	14	68.9%
15	水元八千代	120	－	45	35	40	111	－	32	45	34	9	92.5%
16	明昭第二	150	17	36	47	50	131	1	35	45	50	19	87.3%
17	やくし	135	30	35	35	35	110	5	28	37	40	25	81.5%
18	ルンビニー	120	12	36	36	36	87	3	26	29	29	33	72.5%
19	延命	175	－	58	58	59	53	－	22	16	15	122	30.3%
20	認定こども園葛飾二葉	270	－	90	90	90	226	－	72	75	79	44	83.7%
21	認定こども園葛飾みどり	45	－	15	15	15	30	－	11	11	8	15	66.7%
22	認定こども園金町	60	－	15	18	27	20	－	5	6	9	40	33.3%
23	認定こども園新小岩ちぐさ	60	－	20	20	20	53	－	20	13	20	7	88.3%
24	認定こども園まどか	270	30	80	80	80	122	2	44	34	42	148	45.2%
25	認定こども園すなはら	15	－	5	5	5	10	－	3	4	3	5	66.7%
26	認定こども園めいしょう	75	－	21	23	31	76	－	20	26	30	0	101.3%
27	認定こども園そあ	15	－	5	5	5	8	－	4	4	0	7	53.3%
28	認定こども園青戸福祉	9	－	3	3	3	8	－	3	2	3	1	88.9%
29	認定こども園青鳩	210	20	55	55	80	184	3	56	50	75	26	87.6%
30	認定こども園和光	75	12	21	21	21	49	1	14	13	21	26	65.3%
合計		4,254	286	1,219	1,360	1,389	2,685	35	795	889	966	1,585	63.1%
充足率							63.1%	12.2%	65.2%	65.4%	69.5%		

※ 認定こども園における定員及び在籍児童数は、教育標準時間認定（１号認定）児童のみ記載

※ 在籍児童数には、区外在住者を含む。

一般庶務報告Ｎｏ．３
子　育　て　支　援　部
令和８年９月１８日

私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

子育て施設支援課

１　趣旨

私立幼稚園として運営していた２施設が、当該幼稚園に保育所機能を付加し、令和９年４月から幼稚園型認定こども園に移行する予定について報告するもの

２　施設概要

（１）（仮称）幼稚園型認定こども園　ルンビニー幼稚園

ア　所 在 地　柴又七丁目 10 番 30 号

イ　設 置 者　宗教法人　題経寺

ウ　施設規模　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）２階建て　準耐火構造

延床面積 1,030.66 ㎡

※施設整備を伴わない移行

エ　類　　型　幼稚園型認定こども園

オ　開所時間　教育時間：９時～14 時

保育時間：７時 30 分～18 時 30 分

カ　定　　員

（ア）現行定員

教育定員				合計
満３歳	３歳	４歳	５歳	
12 人	36 人	36 人	36 人	120 人

（イ）移行後の定員

教育定員				保育定員					合計
満３歳	３歳	４歳	５歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	
22 人	22 人	22 人	22 人	５人	６人	８人	８人	８人	123 人

キ　付加予定事業

11 時間保育、緊急一時保育、障害児保育

（２）（仮称）幼稚園型認定こども園　葛飾こどもの園幼稚園

ア　所 在 地　立石二丁目 29 番６号

イ　設 置 者　学校法人希望学園

ウ　施設規模　鉄骨造３階建て　準耐火構造

延床面積 740.68 ㎡

※施設整備を伴わない移行

エ　類　　型　幼稚園型認定こども園

オ　開所時間　教育時間：８時 30 分～13 時 30 分

保育時間：７時 30 分～18 時 30 分

カ　定　　員

（ア）現行定員

教育定員				合計
満３歳	３歳	４歳	５歳	
20 人	22 人	22 人	26 人	90 人

（イ）移行後の定員

教育定員				保育定員			合計
満３歳	３歳	４歳	５歳	３歳	４歳	５歳	
20 人	19 人	20 人	16 人	９人	３人	３人	90 人

キ　付加予定事業

11 時間保育、緊急一時保育、障害児保育

３　予算措置

施設整備を伴わないため、移行に係る予算措置は無い予定

４　スケジュール（予定）

令和８年 10 月　　利用定員設定について葛飾区子ども・子育て会議において意見聴取

令和９年３月　　区による認定

令和９年４月　　移行

（参考）施設所在地


金町浄水場
柴又街道
柴又三丁目
柴又七丁目
ルンビニー幼稚園現園舎
（柴又七丁目 10 番 30 号）


立石五丁目
水戸街道
四つ木五丁目
立石四丁目
立石三丁目
葛飾こどもの園幼稚園現園舎
（立石二丁目 29 番 6 号）

一般庶務報告Ｎｏ．４
子　育　て　支　援　部
令和８年９月１８日

保育所の運営費助成額算定相違に係る返還金等について

子育て施設支援課

１　返還状況（令和８年８月21日時点）

（１）返還期限等

返還状況		施設数
ア 返還済		62
イ 分割返還中		10
内訳	４年間（令和８年度まで）	(2)
	５年間（令和９年度まで）	(6)
	６年間（令和10年度まで）	(1)
	７年間（令和11年度まで）	(1)
合計		72

（２）既返還額　484,765,039円

算定相違		返還			
金額（単位：円）	施設数	返還済施設数	返還額（単位：円）	分割返還中施設数	返還額（単位：円）
40,000,001 ～	1	1	42,410,760	0	0
30,000,001 ～ 40,000,000	1	1	39,590,340	0	0
20,000,001 ～ 30,000,000	3	3	76,534,360	0	0
10,000,001 ～ 20,000,000	11	10	137,051,520	1	7,700,380
1,000,001 ～ 10,000,000	42	34	133,987,360	8	41,675,379
～ 1,000,000	14	13	5,188,180	1	626,760
合計	72	62	434,762,520	10	50,002,519

２　返還予定額（令和８年８月21日時点）

返還予定時期		金額（単位：円）	返還率
返還済	令和４年度	353,510,280	94.7%
	令和５年度	18,612,136	
	令和６年度	46,083,372	
	令和７年度	39,281,284	
	令和８年度	27,277,967	
令和８年度		12,894,937	97.2%
令和９年度		10,775,204	99.3%
令和10年度		2,208,000	99.8%
令和11年度		1,176,000	100.0%
合計		511,819,180	

一般庶務報告Ｎｏ．５
子　育　て　支　援　部
令和８年９月１８日

令和９年度保育施設利用案内について

保育課

令和９年度保育施設利用案内については、以下のとおりである。

１　配布日

令和８年10月22日（木）（予定）

２　配布場所

区役所４階401番子育て支援窓口、認可保育所、児童館、子ども未来プラザ、子ども総合センター、金町子どもセンター、区民事務所・区民サービスコーナー、福祉事務所（東庁舎）

３　令和９年４月入所に係る募集

（１）募集時期

１次募集　令和８年11月18日（水）～令和８年12月10日（木）（予定）

オンライン申請　令和８年11月18日（水）～令和８年12月３日（木）

窓　口　申　請　令和８年11月20日（金）～令和８年12月10日（木）

２次募集　令和９年２月９日（火）～令和９年２月19日（金）（予定）

（2）定員（受入れ予定児童数）

		令和８年度						令和９年度						差
		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳以上	合計	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳以上	合計	
認可保育所	公立	277	583	681	721	1,442	3,704	277	577	655	699	1,398	3,606	-98
	私立	680	1,172	1,277	1,356	2,742	7,227	693	1,195	1,289	1,376	2,772	7,325	98
	計	957	1,755	1,958	2,077	4,184	10,931	970	1,772	1,944	2,075	4,170	10,931	0
認定こども園		43	104	125	144	288	704	44	112	134	171	324	785	81
小規模保育事業所		37	111	110			258	40	111	110			261	3
家庭的保育事業所		49					49	44					44	-5
												合計		79

※施設別の定員は別紙のとおり

（3）公立保育園の定員設定の考え方

保育施設の入所率の推移、年度途中の入所増数、地域型保育事業所の連携数、保育需要等を考慮して、令和９年度の定員を設定

別紙

施設別定員（受入れ予定児童数）

1　認可保育所

(1)　公　立

No.	施設名	令和８年度						令和９年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	小松		15	17	19	38	89		15	17	19	38	89	0
2	白鷺		15	18	18	36	87		15	18	18	36	87	0
3	双葉	9	15	16	16	32	88	9	15	16	16	32	88	0
4	青戸	15	17	30	30	60	152	15	17	24	30	60	146	-6
5	上平井	12	20	24	30	60	146	12	22	24	30	60	148	2
6	四つ木	9	12	16	18	36	91	9	12	16	18	36	91	0
7	小合	6	15	20	20	40	101	6	15	20	20	40	101	0
8	木根川		15	15	15	30	75		15	15	15	30	75	0
9	半田	3	20	20	20	40	103	6	20	20	20	40	106	3
10	東新小岩		18	18	18	36	90		18	18	18	36	90	0
11	南堀切		18	22	22	44	106		18	22	22	44	106	0
12	小菅		18	21	21	42	102		18	21	21	42	102	0
13	宝	15	17	21	21	42	116	15	20	21	21	42	119	3
14	住吉	9	14	17	17	34	91	9	14	17	17	34	91	0
15	梅田	12	20	20	21	42	115	12	20	20	21	42	115	0
16	白鳥	9	16	18	22	44	109	9	16	18	22	44	109	0
17	渋江	12	15	18	20	40	105	12	18	18	20	40	108	3
18	細田	6	10	15	15	30	76	6	15	15	15	30	81	5
19	二上	9	20	20	22	44	115	令和９年度民設民営化						-115
20	南奥戸	6	15	15	15	30	81	6	15	15	15	30	81	0
21	南新宿	6	15	17	19	38	95	6	15	17	19	38	95	0
22	新水元	9	20	21	21	42	113	9	20	21	21	42	113	0
23	南鎌倉	9	18	20	20	40	107	9	18	20	20	40	107	0
24	幸田	9	15	17	19	38	98	9	15	17	19	38	98	0
25	堀切	12	15	18	19	38	102	12	15	18	19	38	102	0
26	道上	9	17	17	19	38	100	9	17	17	19	38	100	0
27	小菅東	12	15	18	18	36	99	12	15	18	18	36	99	0
28	会野	9	15	16	16	32	88	9	15	16	16	32	88	0
29	西新小岩	6	13	13	13	26	71	6	13	13	13	26	71	0
30	東堀切	12	15	18	22	44	111	12	15	18	22	44	111	0
31	花の木	6	15	18	22	44	105	6	15	18	22	44	105	0
32	中青戸	12	15	30	30	60	147	12	15	30	30	60	147	0
33	東半田	3	15	15	15	30	78	6	15	15	15	30	81	3
34	たつみ	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
35	南白鳥	12	15	16	19	38	100	12	16	16	19	38	101	1
36	小谷野しょうぶ	7	10	11	12	24	64	7	10	11	12	24	64	0
37	新高砂	3	15	17	17	34	86	6	15	17	17	34	89	3
合　計		277	583	681	721	1,442	3,704	277	577	655	699	1,398	3,606	-98

(2)　私　立

No.	施設名	令和８年度						令和９年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	亀有	9	16	16	16	32	89	9	17	16	16	32	90	1
2	葛飾学園	9	20	30	38	76	173	9	20	30	38	76	173	0
3	金町	30	35	35	35	70	205	30	35	35	35	70	205	0
4	たかさご	15	17	17	17	34	100	15	17	17	17	34	100	0
5	奥戸	9	15	18	19	39	100	9	15	18	19	39	100	0
6	新宿	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
7	山王		10	12	13	30	65		10	12	13	30	65	0
8	さくら学園	3	10	12	14	31	70	3	10	12	14	31	70	0
9	黎明	9	16	20	20	40	105	9	16	20	20	40	105	0
10	ひまわり	30	47	60	60	120	317	30	47	60	60	120	317	0
11	鎌倉	9	15	15	15	30	84	9	15	15	15	30	84	0
12	柴又学園	6	18	18	18	36	96	6	18	18	18	36	96	0
13	さゆり	9	15	19	19	38	100	9	20	15	15	33	92	-8
14	ひかり学園	9	20	24	29	58	140	9	20	24	29	58	140	0
15	北野	15	18	18	20	40	111	15	18	18	20	40	111	0
16	かみこまつ	9	12	12	12	25	70	9	12	12	12	25	70	0
17	きぼう	9	15	18	19	38	99	9	15	18	19	38	99	0
18	こひつじ	9	12	12	12	24	69	9	12	12	12	24	69	0
19	日の出	7	16	15	15	27	80	7	16	16	16	25	80	0
20	東中川	11	15	15	15	30	86	11	15	15	15	30	86	0
21	亀青	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0
22	さかえ	7	7	9	9	21	53	7	7	9	9	21	53	0
23	うらら	9	12	12	12	24	69	9	12	12	12	24	69	0
24	こばとの森	9	15	15	15	30	84	9	15	15	15	30	84	0
25	徳育			16	16	32	64			16	16	32	64	0
	徳育分園	9	16				25	9	16				25	0
26	東立石こひつじ	6	9	9	9	18	51	6	9	9	9	18	51	0
27	青戸もも	6	11	11	11	21	60	6	11	11	11	21	60	0
28	亀有りりおっこ	12	15	15	15	30	87	12	15	15	15	30	87	0
29	金町ひまわり	9	18	18	18	36	99	9	18	18	18	36	99	0
30	かつしか風の子	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
31	かつしか堀切	6	17	17			40	6	17	17			40	0
	かつしか堀切分園				17	34	51				17	34	51	0
32	四つ木なかよし	9	12	12	13	26	72	9	12	12	13	26	72	0
33	白鳥ふたば	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0
34	太陽の子青戸中央	12	12	12	12	24	72	12	12	12	12	24	72	0
35	東かなまち	12	20	24	24	50	130	12	20	24	24	50	130	0
36	水元	9	20	20	20	40	109	9	20	20	20	40	109	0
37	あおぞら水元	9	15	18	18	38	98	9	15	18	18	38	98	0
38	金町どんぐり	6	10	12	12	24	64	6	10	12	12	24	64	0
39	キャンディパーク２号				22	68	90				22	68	90	0
	キャンディパーク２号分園	8	15	15			38	8	15	15			38	0
40	かなまち虹	8	12	12	11	24	67	6	8	11	11	24	60	-7
41	まなびの森京成金町プチ・クレイシュ	6	8	8	8	14	44	6	8	8	8	14	44	0
42	まなびの森亀有	6	14	13	15	22	70	6	14	13	15	22	70	0

No.	施設名	令和８年度						令和９年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
43	うぃず堀切菖蒲園駅前	6	8	10	12	24	60	6	8	10	12	24	60	0
44	ベネッセ四ツ木	6	10	12	12	24	64	6	10	12	12	24	64	0
45	グローバルキッズ奥戸	6	14	16	18	36	90	6	14	16	18	36	90	0
46	ゆめの樹しんこいわ	6	11	11	11	22	61	6	11	11	11	22	61	0
47	にじいろ西亀有	6	10	11	11	26	64	6	10	11	11	22	60	-4
48	たけのこ第２	3	3	3	3	8	20	3	3	3	3	8	20	0
49	ほっぺるランド西新小岩	6	15	17	17	34	89	6	15	15	17	34	87	-2
50	ほっぺるランド東立石	6	15	17	17	34	89	6	15	15	17	34	87	-2
51	こはるび	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
52	グローバルキッズ東新小岩	6	7	11	11	22	57	6	7	11	11	22	57	0
53	そらまめお花茶屋駅前	9	10	10	10	20	59	9	10	10	10	20	59	0
54	本田こひつじ	9	22	25	25	50	131	9	22	25	25	50	131	0
55	立石いろは	6	18	18	18	36	96	6	18	18	18	36	96	0
56	にじいろ南水元	6	10	11	11	25	63	6	10	11	11	22	60	-3
57	トレジャーキッズにいじゅく	6	10	15	15	32	78	6	10	15	15	32	78	0
58	金町駅前さくらんぼ	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
59	まなびの森新柴又	6	9	8	9	14	46	6	9	8	9	14	46	0
60	AIAI NURSERY高砂	4	6	10	10	20	50	4	6	10	10	20	50	0
61	おくどスマイル	6	18	18	20	40	102	6	18	18	20	40	102	0
62	亀が岡りりおっこ	9	17	20	25	50	121	9	15	20	25	50	119	-2
63	ほっぺるランド東新小岩	9	12	12	11	24	68	9	12	12	12	24	69	1
64	ミアヘルサひびき金町	6	12	12	14	28	72	6	12	12	14	28	72	0
65	木下の保育園青砥	9	12	12	15	30	78	9	12	12	15	30	78	0
66	キッズスマイル葛飾東水元	6	10	12	14	28	70	6	10	12	14	28	70	0
67	南水元いろは	6	14	15	15	30	80	6	14	15	15	30	80	0
68	まなびの森金町	6	13	12	13	26	70	6	13	12	13	26	70	0
69	キッズハーモニー・かなまち	3	5	6	6	12	32	3	5	6	6	12	32	0
70	HOPPA京成小岩駅	0	11	11	11	22	55	3	12	11	11	22	59	4
71	ぽけっとランド亀有	6	12	12	12	24	66	6	12	12	12	24	66	0
72	ミアヘルサひびき亀有	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
73	このえ西亀有	6	10	12	15	30	73	6	10	12	15	30	73	0
74	HOPPA堀切菖蒲園	0	11	11	11	22	55	3	11	11	11	22	58	3
75	木下の保育園青砥第２	6	10	10	14	28	68	6	10	10	14	28	68	0
76	ひのか	15	20	24	24	48	131	15	20	24	24	48	131	0
77	東立石	15	30	30	30	60	165	15	30	30	30	60	165	0
78	アスクかなまち	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
79	キッズスマイル葛飾東金町	6	10	12	12	15	55	6	10	12	12	15	55	0
80	ミアヘルサひびき水元	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
81	葛飾高砂たいよう	8	10	10	10	22	60	8	10	10	10	22	60	0
82	無二	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
83	ミアヘルサひびき奥戸	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
84	ニチイキッズ葛飾にいじゅく	6	8	8	8	16	46	6	8	8	8	16	46	0
85	ミアヘルサひびき新小岩	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
86	西亀有三丁目	6	24	24	26	52	132	6	26	24	26	52	134	2
87	新小岩さくら インターナショナル　第２	6	7	7			20	6	7	7			20	0
	新小岩さくら インターナショナル　第２分園				13	26	39				13	26	39	0
88	（仮称）二上	－	－	－	－	－	－	9	20	20	22	44	115	115
合　　計		680	1,172	1,277	1,356	2,742	7,227	693	1,195	1,289	1,376	2,772	7,325	98

２　認定こども園

No.	施　設　名	令和８年度						令和９年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	葛飾みどり	8	18	18	15	30	89	8	18	18	18	30	92	3
2	葛飾二葉幼稚園	9	24	30	30	60	153	9	24	30	30	60	153	0
3	まどか幼稚園	3	6	12	12	24	57	3	6	12	12	24	57	0
4	金町幼稚園		6	15	15	30	66		6	15	15	30	66	0
5	新小岩ちぐさ幼稚園				6	12	18				10	20	30	12
6	すなはら	6	15	15	15	30	81	6	15	15	15	30	81	0
7	めいしょう幼稚園	5	5	5	5	10	30	6	8	8	8	16	46	16
8	そあ	6	15	15	15	30	81	6	15	15	15	30	81	0
9	青戸福祉	6	15	15	16	32	84	6	15	15	16	32	84	0
10	青鳩幼稚園				10	20	30				10	20	30	0
11	和光幼稚園				5	10	15				5	10	15	0
12	（仮称）ルンビニー幼稚園	－	－	－	－	－	－		5	6	8	16	35	35
13	（仮称）葛飾こどもの園幼稚園	－	－	－	－	－	－				9	6	15	15
合　　計		43	104	125	144	288	704	44	112	134	171	324	785	81

３　小規模保育事業所

No.	施 設 名	令和８年度				令和９年度				差
		0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	
1	トゥインクル保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
2	キャンディパーク保育園３号	2	9	8	19	2	9	8	19	0
3	森のなかま保育園亀有ルーム	3	6	6	15	3	6	6	15	0
4	新小岩保育室「結」		6	6	12		6	6	12	0
5	青戸ひだまり保育園	2	7	7	16	2	7	7	16	0
6	新小岩さくらインターナショナル保育園　第１	6	6	6	18	6	6	6	18	0
7	アルタベビー亀有園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
8	ひなた青戸保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
9	エンジェルキッズ亀有園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
10	ぶれあ保育園新小岩	3	8	8	19	3	8	8	19	0
11	青鳩ともだち保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
12	ミル・クラン　キッズ	0	6	8	14	3	8	6	17	3
13	Petit WAKAKUSA Créche（プティワカクサクレッシュ）	3	7	7	17	3	7	7	17	0
14	新小岩ちぐさ保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
15	アルタベビー金町園	0	8	6	14	0	6	8	14	0
合　　計		37	111	110	258	40	111	110	261	3

４　家庭的保育事業所

No.	施　設　名	令和８年度		令和９年度		差
		0～2歳	合計	0～2歳	合計	
1	いりくら保育室	5	5	－	－	-5
2	田中保育室	5	5	5	5	0
3	戸島保育室　おひさま	5	5	5	5	0
4	中里保育ルーム　ままちゃんち	5	5	5	5	0
5	中山保育ルーム　みらい	4	4	4	4	0
6	のぶさわ保育ルームＮＩＪＩ	4	4	4	4	0
7	浜口保育ルーム	3	3	3	3	0
8	いのうえ保育ルーム　シャイン	3	3	3	3	0
9	つちしお保育ルーム　リトル・ミー	5	5	5	5	0
10	家庭保育室　唐澤	5	5	5	5	0
11	大竹保育室「こころ」	5	5	5	5	0
合　　計		49	49	44	44	-5